

高知県露地園芸有望品目導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県露地園芸有望品目導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、実需者ニーズに対応した露地園芸品目の産地形成を促進するため、別表に掲げる補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別表の「事業区分」欄の1に定める事業は、畑地化促進事業補助金交付等要綱（令和4年12月27日付け4農産第3403号農林水産事務次官依命通知）及び畑地化促進事業実施要領（令和4年12月27日付け4農産第3482号農林水産省農産局長通知）に基づくこととする。

(補助対象事業等)

第3条 補助事業、補助事業者、補助内容、補助要件、補助対象経費、補助率及び補助限度額については、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第1号による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に関する消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助事業の着手)

第5条 補助事業者は、補助事業に着手する場合、次条の規定による補助金の交付の決定通知に基づき行うものとする。ただし、別表の「事業区分」欄の1について、やむを得ない事由により補助金の交付の決定前に着手する必要がある場合、補助事業者は、別記様式第2号による補助金交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。この届けを知事が受理した場合は、受理した日から補助事業に着手することができるものとする。

(交付の決定)

第6条 知事は第4条の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、補助金交付先に通知するものとする。ただし、事業実施主体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

(1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。次号において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団という。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

- (2) 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有しているとき。

(交付決定の取消し)

第 7 条 知事は、補助事業者及び事業実施主体が前条各号に掲げるいずれかに該当すると認めたとき又は別表に定める事業要件に該当しないことが明らかになったときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第 8 条 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守するとともに、補助金の交付に際して、事業実施主体に対し同様の条件を付さなければならない。

- (1) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して 5 年間保管すること。
- (2) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに別記様式第 3 号による遅延届出書を知事に提出し、その指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得した財産の機械及び器具で処分制限期間を経過していないものは、別記様式第 4 号による財産管理台帳及びその他の関係書類を保管すること。
- (5) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、

又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。

- (6) 前号の規定により知事の承認を得て財産の処分をしたことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (7) 補助事業の実施に当たっては、第6条各号に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (8) 補助事業の執行に際しては、県又は市町村が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (9) 事業実施主体においては、県税の全税目で滞納がないこと。ただし、県税の納税義務がない場合は、申立書を提出すること。
- (10) 事業実施主体においては、県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。この場合において、税外未収金債務の滞納がない旨を証する誓約兼同意書を提出すること。

(補助事業の変更)

第9条 補助事業者は、次のいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、あらかじめ別記様式第5号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業を新設し、又は廃止する場合
- (2) 補助事業毎の補助金の増額の場合
- (3) 補助事業全体の補助金の20パーセントを超える減額の場合
- (4) 補助事業の事業実施主体を変更する場合
- (5) 補助事業による施設の設置場所等を変更する場合

2 補助事業者は、前項に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、同項の規定に準じて交付決定者の承認を受けることができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別記様式第6号による実績報告書を、補助事業の完了の日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日（別表の1の補助事業において、補助金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の5月31日）までに知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の補助金実績報告書の提出に当たって、第4条第2項ただし書の規定に該当した各事業実施主体について、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の補助金実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、翌年度の6月20日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(概算払)

第 11 条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記様式第 8 号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(繰越承認申請)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、事業を翌年度に繰り越す必要がある場合は、別記様式第 9 号による繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の繰越承認申請書を審査し、適当であると認めたときは、繰越承認通知書により当該補助事業者に対して通知するものとする。

3 補助事業者は、第 1 項の規定により知事の承認を受けた場合は、別記様式第 10 号による年度終了実績報告書を 3 月 31 日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度の 4 月 10 日までに提出しなければならない。

(事業成果の報告)

第 13 条 補助事業者は、別記様式第 11 号による実施状況報告書を事業実施後 3 年間、毎年度 4 月 30 日までに報告しなければならない。

2 補助事業者は、知事が成果目標の達成状況が遅れていると判断した場合には、適切な措置を講じるものとし、その内容について知事に報告するものとする。

(グリーン購入)

第 14 条 事業実施主体は、事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 15 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年 7 月 11 日から施行する。

2 この要綱は、令和 10 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 7 条、第 8 条第 1 号及び第 4 号から第 7 号まで、第 10 条第 3 項、第 13 条並びに第 15 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 28 日から施行し、令和 7 年度の事業から適用する。

別表（第2条、第3条関係）

事業区分	補助事業者	事業実施主体	事業要件	補助対象経費	補助率 (補助限度額)	備考
1. 露地園芸有望品目 導入調整事業	市町村	地域農業再生協議会	地域段階における水田収益強化ビジョンに取組内容が記載されていること。	露地園芸品目の産地形成に取り組む地域において実施する検討会や現地実証等に要する次の経費。 ・謝金、旅費、賃金及び共済費等、事務等経費、委託費、借上費、需用費、役務費	定額 (1 協議会あたり上限 3,000 千円) (注)	
2. 露地園芸有望品目 生産販売強化事業	市町村 農業法人 農業者の組織する 団体	農業法人 農業者の組織する団体	成果目標年度において、新たに1 ha 以上の露地園芸品目の生産拡大を行うこと。 成果目標年度において、新たに生産拡大された露地園芸品目の面積又は出荷量の30%以上において実需者と契約取引を行うこと。	1 ha 以上の露地園芸品目の生産拡大に伴って必要となる次の施設及び機械等の整備に要する経費(ただし、国事業の交付金等と併用可能な場合、当該国事業の補助対象となる経費は除く)。 ・栽培関連施設及び機械等(播種機、移植機、収穫機等) ・出荷調整施設及び機械等(選果機、予冷庫等) ・一次加工施設及び機械等(洗浄機、皮剥き機、カット機、ペースト機等)	1 / 3 以内 (事業実施主体あたり上限 5,000 千円) (注)	・成果目標年度は事業実施年度から翌々年度とする(対象品目が果樹の場合、未収益期間を考慮し、事業実施年度から7年以内で設定することができる)。なお、国事業と併用して取り組む場合は、当該国事業に準じるものとする。 ・国事業と併用して取り組む場合、事業評価等は国事業と一体的に行うものとする。

(注) 1 事業実施主体における当該補助事業の活用については、1 会計年度あたり補助上限額を超えないものとする。

(注) 農業法人および農業者の組織する団体は、代表者の定め、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあり、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に定める地域計画のうち目標地図に位置づけられた者(法人、団体、団体の代表者等。以下同じ)、又は位置づけられることが確実と市町村が認める者であること。